随意契約結果及び契約の内容

| 業務場所 選先種種別 建設コンサルタント等 産行期間(自) 会和5年4月1日 会和6年3月31日 契別約日当官等の氏名並びに 大の所属する部局の名称 支工負担行為担当官 国土技術政業総合研究所副所長 高野 誠紀 神奈川県県園園田港撮3丁日1番1号 全の所在地 中奈川県県園園田港撮3丁日1番1号 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 深澤 淳志 東京都港区赤坂エ丁目2番20号 会計法令の根拠条文 本業務は、用上技術政策総合研究所(横須賀庁会)で運用管理している整海報情事業支援総合情報システムに公共事業における工事及び業務の実施にあたっては、人札・契約・元をおける工事及が素務の実施を企業がおる合作課でするものである。本業務の実施を企業によることとした。本業務の実施を企業において重要な本情報を対する者の基準のに提供するもので、参加を思確認書の提出者がいなかったものである。以上の理由から上記法人を契約千定者と特定し、未業務の実施を考定する者の基準表の提出者がいなかったものである。以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び下算決及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。ととした理由 第2月の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び下算決及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 第2月の理由から上記法へを選定し、会計法第29条の3第4項及び下算決及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 第3,915,949 第3,915,949 | | |
|--|--------------------------------------|---|
| # 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 業務の名称 | 工事·業務実績情報提供業務 |
| 履行期間(自) | 業務場所 | 国土技術政策総合研究所 |
| 限行期間(全) 要約担当官等の氏名並びに 交出負担省等の氏名並びに 交出負担権政策総合研究時刷所長 | 業種種別 | 建設コンサルタント等 |
| 要約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 技術的英雄合研究所副所長 高野 誠紀 神奈川県植殖質的技術3丁目1番1号 や和6年4月1日 一般財団法人 日本建設情報総合センター 要約の相手方の商号 又は名称及び住所 理事長 深澤 淳志 東京都港区赤坂五丁目2番20号 随意契約によることとした 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、国土技術政策総合研究所(横須質庁会)で運用管理している・認識を借事案文規総合情報システムに公共事業における1事 及び業務実験情報とのである。本業務の実施にあたっては、入札・契約手続きにおいて重要なる、本業務の実施にあたっては、入札・契約手続きにおいて重要なが情報を報知的・近かいた場でからた場合とした、本業務の実施を希望する者の有無を確認するの目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出を招請する企募を実施した結果、参加意思確認書の提出がいなかったものである。以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 「消費税及び地方消費税含む」 「消費税及び地方消費税含む」 「消費税及び地方消費税含む」 「消費税及び地方消費税含む」 「消費税及び地方消費税含む」 「対象ので、対象ので、対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対 | 履行期間(自) | 令和5年4月1日 |
| その所属する部局の名称 放び所在地 神奈川県横須智市長瀬3丁目1番1号 契約を締結した日 | 履行期間(至) | 令和6年3月31日 |
| 一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 深澤 淳志 東京都徳区赤坂五丁目2番20号 理事長 深澤 淳志 東京都徳区赤坂五丁目2番20号 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、国上技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾整備事業支援統合情報システムに公共事業における正事及び業務実績情報を提供するものである。 本業務の実施にあたっては、入札・契約手能含にし、本業務の関係を希望する初の一般を報道がいつ速やかに提供する必要があることから、技術的要件件等を兼計備之ている上記法人を契約予定者と特定し、本業務の関係と相談するの手無を確認する目的で、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 こととした理由 ¥3,915,949 ¥3,915,949 ※3,915,949 落札率 | 契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地 | 国土技術政策総合研究所副所長 髙野 誠紀 |
| 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 理事長 深澤 淳志 東京都港区赤坂五丁目2番20号 随意契約によることとした 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾整備事業支援統合情報システムに公共事業における工事及び業務実績情報を提供するものである。本業務の実施にあたっては、入れ・契約手続きにおいて重要な本情報を網維的かつ速やかに提供する必要があることから、技術的実施企業組計する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 ととした理由 予定価格 (消費稅及び地方消費稅含む) ¥3,915,949 秦秋本 200.00% | 契約を締結した日 | |
| 理事及 保障 浮恋 東京都港区赤坂五丁目 2 番 2 0 号 随意契約によることとした 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾整備事業支援統合情報システムに公共事業における工事及び業務実績情報を提供するものである。 本業務の実施にあたっては、入札・契約手続きにおいて重要な本情報を網羅的かつ速やかに提供する必要があることから、本務の要性等を兼ね備えている上記法人を契約予定者と特定し、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 随意契約によることとした理由 ・ ファ (消費税及び地方消費税含む) ・ マ (消費税及び地方消費税含む) ・ 本 (| | 一般財団法人 日本建設情報総合センター |
| 随意契約によることとした 会計法令の根拠条文 本業務は、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾整備事業支援統合情報システムに公共事業における工事及び業務実績情報を提供するものである。 本業務の実施を網羅的かつ速やかに提供する必要があることから、技術的要件等を兼ね備えている上記法人を契約予定者と特定し、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 こととした理由 ・ | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 理事長 深澤 淳志 |
| 会計法令の根拠条文 | | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 |
| ている港湾整備事業支援統合情報システムに公共事業における工事及び業務実績情報を提供するものである。 本業務の実施にあたっては、入札・契約手続きにおいて重要な本情報を網羅的かつ速やかに提供する必要があることから、技術的要件等を兼ね備えている上記法人を契約予定者と特定し、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上四理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。 随意契約によることとした理由 「おきない地方消費税金む」を表現して、表記を表現を表現して、表記を表現して、表記を表現して、表記を表現して、表記を表現を表現して、表現を表現して、表記を表現して、表現を表現を表現して、表記を表現を表現を表現して、表記を表現して、表記を表現を表現されて、表記を表現を表現を表現して、表記を表現して、表記を表現を表現を表現を表現を表現を表現して、表記を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | 随意契約によることとした 会計法令の根拠条文 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 |
| (消費税及び地方消費税含む) #3,915,949 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) #3,915,949 落札率 100.00% | | ている港湾整備事業支援統合情報システムに公共事業における工事及び業務実績情報を提供するものである。 本業務の実施にあたっては、入札・契約手続きにおいて重要な本情報を網羅的かつ速やかに提供する必要があることから、技術的要件等を兼ね備えている上記法人を契約予定者と特定し、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するもので |
| (消費税及び地方消費税含む)*3,915,949落札率100.00% | | ¥3, 915, 949 |
| | 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥3, 915, 949 |
| 再就職の役員の数 | 落札率 | 100.00% |
| | 再就職の役員の数 | |